

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

永和信用金庫（以下、当金庫といいます）は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます）防止の決意を表明し、ここに明文化いたします。

マネー・ローンダリングとは、「違法な起源を偽装する目的で犯罪収益を仮装・偽装する行為」を指し、テロ資金供与とは「テロリストに対して、テロ行為の実行に必要な資金を提供する行為」を指します。

マネー・ローンダリング等の放置は、犯罪収益が将来の犯罪活動に使われる可能性や組織犯罪の維持・強化に使用される可能性を放置することとなり、また、犯罪組織が合法的な経済活動に支配力を及ぼす契機となることから、国内的にも国際的にもマネー・ローンダリング等を防止することが重要な課題となっています。

さらに、マネー・ローンダリング等は近年、国際化、巧妙化、複雑化しており、その防止には、国際的な協調が強く要請されています。

取引先の輸出入、海外進出を積極的に支援していく方針である当金庫は、マネー・ローンダリング等対策の重要性を強く認識し、国際社会の厳しい要請に応えるため、以下のような内部管理態勢を構築し、業務を遂行します。

1. 組織態勢

- ①当金庫の最高意思決定機関である理事会は、マネー・ローンダリング等防止態勢の確立を最重要経営課題と位置づけ深く関与してまいります。
- ②当金庫は、マネー・ローンダリング等防止のための方針、規程、要領、リスク評価書を定めます。また、マネー・ローンダリング等防止のため組織を確立し、専門知識を有する者を育成・配置し、常時マネー・ローンダリング等に関する情報収集と適切な対応を行わせ、定期または必要に応じて報告を行わせます。

2. 運営方針

当金庫は、マネー・ローンダリング等の防止に関して、庫内の役割を明確にし、適切な措置を適時に実施できるリスク管理態勢を構築します。

3. 取引時確認及び顧客管理措置

当金庫は、関係法令に基づいた取引時確認を実施するとともに、適切な顧客管理を行い、反社会的勢力を含む不適切な顧客との取引関係の排除に努めます。

4. 疑わしい取引の届出

当金庫は、取引時確認及び取引モニタリングでの異常検知、顧客フィルタリング、営業店からの報告等により、「疑わしい取引」と判断した場合には、当局に対し、直ちに疑わしい取引の届出をいたします。

5. 役職員の研修

当金庫は、指導及び研修を通じて役職員のマネー・ローンダリング等対策に関する知識・理解を深め、その役割に応じた専門性・適合性を有するように努めます。

6. 遵守状況の監査

当金庫は、独立した監査担当者により、マネー・ローンダリング等対策の遵守状況を定期的に監査し、その監査結果を踏まえ、継続的な態勢の改善に努めます。

以上